



熊本県公報

号外 第 9 号

平成 25 年 3 月 29 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○障害者自立支援法等の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則	(障がい者支援課) 1
○熊本県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則	(医療政策課) 2
○熊本県理容師法施行細則の一部を改正する規則	(業務衛生課) 6
○熊本県美容師法施行細則の一部を改正する規則	(〃) 14
○熊本県養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則	(畜産課) 23
○熊本県道路占用規則の一部を改正する規則	(道路保全課) 29
○熊本県都市公園規則の一部を改正する規則	(都市計画課) 29

規 則

障害者自立支援法等の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。
平成 25 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 17 号

- 障害者自立支援法等の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則
(熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)
- 第 1 条 熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和 45 年熊本県規則第 42 号)の一部を次のように改正する。
別記第 12 号様式の 3 中「障害者自立支援法に規定する」を削る。
- (熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部改正)
- 第 2 条 熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則(平成 5 年熊本県規則第 40 号)の一部を次のように改正する。
第 3 条中「同表右欄に掲げる」を削り、「における」の次に「同表右欄に定める」を加える。
別表第 1 及び別表第 3 中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。
(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部改正)
- 第 3 条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則(平成 18 年熊本県規則第 65 号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則
第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。
別記第 1 号様式中「平成年月日」を「年月日」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。
- 附 則
(施行期日)
- この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
 - この規則の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により提出されている診断書は、第 1 条の規定による改正後の熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により提出された診断書とみなす。
 - 平成 25 年 4 月 1 日以前に従事していた第 2 条の規定による改正前の熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則別表第 1 右欄に定める職員の業務及び別表第 3 に掲げる者の業務は、それぞれ第 2 条の規定による改正後の熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則別表第 1 右欄に定める職員の業務及び別表第 3 に掲げる者の業務とみなす。
 - この規則の施行の際現に第 3 条の規定による改正前の障害者自立支援法に基づく指定

障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、第 3 条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 1 8 号

熊本県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則
熊本県保健師助産師看護師法施行細則(平成 2 0 年熊本県規則第 5 6 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「「令」」を「「政令」」に改める。

第 2 条中「、令」を「、政令」に改め、「(熊本市にあつては、熊本市長)」を削る。

第 3 条及び第 4 条中「令」を「政令」に改める。

第 5 条第 1 項中「令」を「政令」に改め、同条第 2 項中「、令」を「、政令」に改める。

第 6 条第 1 項中「令」を「政令」に改め、同条第 2 項を削る。

第 7 条中「令」を「政令」に改める。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第3条関係)

収入証紙

准看護師免許申請書

- 1 年 月施行准看護師試験合格 受験地 受験番号
- 2 罰金以上の刑に処せられたことの有無(有の場合は、その罪、刑及び刑の確定年月日)
無・有
- 3 准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為があったことの有無(有の場合は、違反の事実及び年月日)
無・有
- 4 出願後の本籍又は氏名の変更の有無(有の場合は、出願時の本籍又は氏名)
無・有

上記のとおり相違ないので、保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号)第1条の3第2項の規定により、関係書類を添えて准看護師免許を申請します。

年 月 日

本 籍 (国 籍)	都道 府 県		
住 所	〒	電 話 番 号	
ふりがな	(氏)	(名)	印
氏 名			
生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女

熊本県知事 様

【添付書類】

- 1 申請の日前6月以内に交付された戸籍謄本又は戸籍抄本。ただし、日本の国籍を持たない者にあつては、次のいずれかの書類
 - (1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者にあつては、申請の日前6月以内に交付された住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り。)
 - (2) 出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し
- 2 医師の診断書(視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書で交付の日から1か月以内のものに限る。)

(注) 氏名を自署する場合には、押印は不要です。

別記第2号様式(第4条関係)

収入証紙		
------	--	--

准看護師籍訂正・免許証書換え交付申請書					
登録番号	第	号	登録年月日	年	月 日
変更前	ふりがな	(氏)	(名)	本籍	都道
	氏名			(国籍)	府県
変更後	ふりがな	(氏)	(名)	本籍	都道
	氏名			(国籍)	府県
生年月日	年 月 日				
変更事由					

上記のとおり、保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第3条第3項・第6条第2項の規定により、関係書類を添えて准看護師籍訂正・免許証書換え交付を申請します。

住所	〒	電話番号	年 月 日
氏名		印	

熊本県知事 様

【添付書類】

- 1 准看護師免許証（書換え交付を申請する場合に限る。）
- 2 申請の日前6月以内に交付された戸籍謄本又は戸籍抄本。ただし、日本の国籍を持たない者にあつては、次のいずれかの書類
 - (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者にあつては、申請の日前6月以内に交付された住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）及び申請の事由を証する書類（添付する住民票の写しに変更事項の履歴が記載されている場合を除く。）
 - (2) 出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し及び申請の事由を証する書類（添付する旅券その他の身分を証する書類の写しに変更事項の履歴が記載されている場合を除く。）

（注）

- 1 氏名を自署する場合においては、押印は不要です。
- 2 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

別記第4号様式(第6条関係)

収入証紙				
准看護師免許証再交付申請書				
登録番号	第	号	登録年月日	年 月 日
本 籍 (国 籍)	都道 府県			
ふりがな	(氏)	(名)	性別	男 ・ 女
氏 名				
生年月日	年 月 日			

上記の准看護師免許証を 亡失 ・ 損傷 したので、保健師助産師看護師法施行令（昭和 28 年政令第 386 号）第 7 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて免許証の再交付を申請します。

年 月 日

住 所	〒	電話番号	
氏 名		印	

熊本県知事 様

【添付書類】

1 申請の日前 6 月以内に交付された戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 7 条第 5 号に掲げる事項を記載したものに限る。ただし、日本の国籍を持たない者にあつては、次のいずれかの書類)

(1) 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)第 19 条の 3 に規定する中长期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)に定める特別永住者にあつては、申請の日前 6 月以内に交付された住民票の写し(住民基本台帳法第 30 条の 4 5 に規定する国籍等を記載したものに限る。)

(2) 出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し

2 准看護師免許証を損傷した場合にあつては、当該損傷した准看護師免許証(注)

- 1 氏名を自署する場合においては、押印は不要です。
- 2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県保健師助産師看護師法施行細則の規定により

提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県保健師助産師看護師法施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 1 9 号

理容師法施行細則の一部を改正する規則
理容師法施行細則(昭和 3 9 年熊本県規則第 4 7 号)の一部を次のように改正する。
第 1 条中「細則」を「規則」に、「施行令」を「政令」に、「施行規則」を「省令」に改める。
第 2 条第 1 項本文中「施行令」を「政令」に、「施行規則」を「省令」に、「細則」を「規則」に、「に基づき」を「により」に改め、同項ただし書中「施行規則」を「省令」に改め、同条第 2 項中「(熊本市にあっては、知事)」を削る。
第 6 条中「中欄」を「同表の中欄」に、「当該右欄に掲げる」を「同表の右欄に定める」

に改め、同条の表中

施行規則第 7 条第 3 項	理容師免許証(免許証明書)提出書
施行規則第 19 条	理容所開設届出書
施行規則第 20 条	理容所開設届出事項変更届出書
施行規則第 21 条、第 22 条及び第 22 条の 2	理容所開設者の地位の承継届出書
法第 11 条第 2 項	理容所廃止届出書
第 4 条	理容所開設検査確認証
条例第 4 条第 2 項	理容所以外の場所における乗務承認申請書

を

法第 11 条第 1 項	理容所開設届出書
法第 11 条第 2 項	理容所開設届出事項変更届出書
法第 11 条第 2 項	理容所廃止届出書
法第 11 条の 3 第 2 項	理容所開設者の地位の承継届出書
省令第 7 条第 3 項	理容師免許証(免許証明書)提出書
条例第 4 条第 2 項	理容所以外の場所における業務承認申請書
第 4 条	理容所開設検査確認証

に改める。

別記第 1 号様式から別記第 7 号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 6 条関係)

(表)

理容所開設届出書

年 月 日

熊本県 保健所長 様

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印
電話番号

下記のとおり理容所を開設したいので、理容師法 (昭和 22 年法律第 234 号) 第 11 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

理 容 所	名 称				
	所 在 地				
	開 設 予 定 年 月 日	年 月 日			
開 設 者	氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者氏名)				
	住所 (法人にあつては、その所在地)				
	免 許 証 番 号 (登 録 番 号)	県免許第 (第 号 号)	免許取得年月日	年 月 日	
管 理 理 容 師	氏 名				
	住 所				
	免 許 証 番 号 (登 録 番 号)	県免許第 (第 号 号)	免許取得年月日	年 月 日	
	管 理 理 容 師 認 定 講 習 会 終 了 証 番 号		資格取得年月日	年 月 日	
従 業 者					
氏 名	免許証番号 (登録番号)	備 考	氏 名	免許証番号 (登録番号)	備 考

備考

- 1 氏名 (法人にあつては、代表者の氏名) を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 従業者欄については、見習者及び家族従業員についても記入し、理容師については、理容師法施行規則 (平成 10 年厚生省令第 4 号) 第 19 条第 1 項第 6 号に規定する疾病があるときは、その病名を備考欄に記入してください。

添付書類

- 1 理容師に係る理容師法施行規則第 19 条第 1 項第 6 号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書
- 2 理容師法第 11 条の 4 第 1 項に規定する理容所を開設する場合は、当該理容所の管理理容師が同条第 2 項の規定に該当することを証する書類
- 3 外国人が届出をする場合は、住民票の写し (住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) 第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限り。)

(裏)

理容所の構造及び設備の概要										
建 築 様 式	造 階建て			居 室 と 画 区 画						
床 面 積	m ²			待 合 所 の 面 積						
床 の 構 造	コンクリート 板張り ピータイル リノタイル その他()									
洗 場 の 面 積	m ²	洗 場 の 材 質			洗 髪 器 の 材 質					
天 井 の 構 造	天 井 の 高 さ			m		腰 壁 の 高 さ		m		
冷 房				暖 房						
換 気 装 置 の 種 類			照 明	種 類 ()	ワット 個	ワット 個	ワット 個			
				種 類 ()	ワット 個	ワット 個	ワット 個			
種 別	数 量	種 別	数 量	種 別	数 量	種 別	数 量			
理 容 椅 子		消 毒 器		消 毒 済 容 器 等						
そ の 他 特 定 の 用 途 に 用 い る 椅 子		煮 沸 消 毒 器		未 消 毒 済 容 器 等						
		蒸 気 消 毒 器		汚 物 箱						
		紫 外 線 消 毒 器		毛 髪 箱						
()										
()										
使 用 水 の 種 別	水 道 水 井 戸 水			汚 水 処 理 状 況						
理容所の平面図及び設備の配置状況										

注 理容所の平面図及び設備の配置状況の欄については、設備の配置状況を記入した図面を本届出書に添付する場合は記入を省略することができます。

(日本工業規格A4)

別記第 2 号様式 (第 6 条関係)

理容所開設届出事項変更届出書

年 月 日

熊本県 保健所長様

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

下記のとおり理容所開設届出事項に変更が生じたので、理容師法 (昭和22年法律第234号) 第11条第2項の規定により届け出ます。

記

理 容 所	名 称	
	所 在 地	
変 更 事 項		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		

備考 理容所の構造及び設備の変更の場合は、変更事項欄に、変更が生じた事項と併せて変更後の理容所の平面図及び設備の配置状況についても記入してください。ただし、変更後の設備の配置状況を記入した図面を本届出書に添付する場合は、平面図及び設備の配置状況の記入を省略することができます。

添付書類

- 1 理容師を新しく採用したとき、又は従事する理容師の理容師法施行規則 (平成10年厚生省令第4号) 第19条第1項第6号に規定する疾病に関する変更のときは、これらの理容師に係る理容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書
- 2 管理理容師を新たに設置するとき、又は管理理容師の変更を行ったときは、新たに管理理容師となる者が理容師法第11条の4第2項の規定に該当することを証する書類

(日本T.業規格A4)

別記第 3 号様式 (第 6 条関係)

理容所廃止届出書

年 月 日

熊本県 保健所長様

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

下記のとおり理容所を廃止したので、理容師法 (昭和 22 年法律第 234 号) 第 11 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

廃止した 理容所	名 称	
	所 在 地	
	開設者氏名	
廃 止 年 月 日		
廃 止 の 理 由		

(日本工業規格A4)

別記第 4 号様式（第 6 条関係）

理容所開設者の地位の承継届出書

年 月 日

熊本県 保健所長様

届出者住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者氏名)
電話番号

下記のとおり理容所開設者の地位を承継したので、理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の3第2項の規定により届け出ます。

記

1 承継の原因となった事実

相続 ・ 法人の合併 ・ 法人の分割

2 被相続人の氏名及び住所(法人にあつては、合併により消滅した法人又は分割前の法人の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

3 相続開始の年月日(法人にあつては、合併又は分割の年月日)

4 理容所の名称及び所在地

5 現に受けている理容所開設検査確認証番号及びその年月日

6 生年月日及び被相続人との続柄(個人の場合に限る)

年 月 日生
続柄()

備考

- 1 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。
- 3 個人にあつては、次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 戸籍謄本
 - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により理容所開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 4 法人にあつては、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書を添付してください。

(日本工業規格A4)

別記第 5 号様式 (第 6 条関係)

理容師免許証(免許証明書)提出書

年 月 日

熊本県知事 様

氏 名
電話番号

理容師法施行規則 (平成10年厚生省令第4号) 第7条第3項の規定により、下記のとおり
免許証(免許証明書)を提出します。

記

免 許 証 (免許証明書)	県免許第 号 年 月 日 (第 号 年 月 日)
理 容 師	本 籍 地 (都道府県名)
	住 所
	氏 名 年 月 日生
提 出 の 理 由	

備考 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

(日本工業規格A4)

別記第 6 号様式 (第 6 条関係)

理容所以外の場所における業務承認申請書

年 月 日

熊本県 保健所長 様

住 所 (法人にあつては、主たる事務所所在地)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名) 印
電話番号

下記のとおり理容所以外の場所において業を行いたいので、熊本県理容師法施行条例
(平成 12 年熊本県条例第 17 号)第 4 条第 2 項の規定により申請します。

記

- 1 業を行おうとする期間
年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)
- 2 業を行おうとする場所
- 3 業を行おうとする理容師

氏 名	住 所	免許証番号(登録番号)

- 4 理由

備考 申請者欄の氏名 (法人にあつては、代表者の氏名) を自署する場合は、押印は
不要です。

(日本工業規格A4)

別記第 7 号様式 (第 6 条関係)

理容所開設検査確認証	
	第 号
理容所の名称	
所在地	
開設者氏名	
開設者住所	
<p>上記の理容所については、理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の2の規定による検査の結果、その構造設備が同法第12条に規定する措置を講ずるに適することを確認したことを証します。</p>	
	年 月 日
熊本県	保健所長 印

(日本工業規格A4)

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の理容師法施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の理容師法施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 2 0 号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則(昭和 3 9 年熊本県規則第 4 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「細則」を「規則」に、「「施行令」」を「「政令」」に、「「施行規則」」を「「省令」」に改める。

第 2 条第 1 項本文中「施行令」を「政令」に、「施行規則」を「省令」に、「細則」を「規則」に、「に基づき」を「により」に改め、同項ただし書中「施行規則」を「省令」に改め、同条第 2 項中「(熊本市にあっては、知事)」を削る。

第 6 条中「中欄」を「同表の中欄」に、「当該右欄に掲げる」を「同表の右欄に定める」

に改め、同条の表中

施行規則第 7 条第 3 項	美容師免許証(免許証明書)提出書
施行規則第 1 9 条	美容所開設届出書
施行規則第 2 0 条	美容所開設届出事項変更届出書
施行規則第 21 条、第 22 条及び第 22 条の 2	美容所開設者の地位の承継届出書
法第 11 条第 2 項	美容所廃止届出書
第 4 条	美容所開設検査確認証
条例第 4 条第 2 項	美容所以外の場所における業務承認申請書

を

法第 11 条第 1 項	美容所開設届出書
法第 11 条第 2 項	美容所開設届出事項変更届出書
法第 11 条第 2 項	美容所廃止届出書
法第 12 条の 2 第 2 項	美容所開設者の地位の承継届出書
省令第 7 条第 3 項	美容師免許証(免許証明書)提出書
条例第 4 条第 2 項	美容所以外の場所における業務承認申請書
第 4 条	美容所開設検査確認証

に改める。

別記第 1 号様式から別記第 7 号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 6 条関係)

(表)

美容所開設届出書

年 月 日

熊本県 保健所長 様

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印
電話番号

下記のとおり美容所を開設したいので、美容師法 (昭和32年法律第163号) 第11条第1項の規定により届け出ます。

記

美 容 所	名 称				
	所 在 地				
	開 設 予 定 年 月 日	年 月 日			
開 設 者	氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者氏名)				
	住所 (法人にあつては、その所在地)				
	免 許 証 番 号 (登 録 番 号)	県免許第 (第 号)	免許取得年月日	年 月 日	
管 理 美 容 師	氏 名				
	住 所				
	免 許 証 番 号 (登 録 番 号)	県免許第 (第 号)	免許取得年月日	年 月 日	
	管理美容師認定講習会終了証番号		資格取得年月日	年 月 日	
従 業 者					
	氏 名	免許証番号 (登録番号)	備 考	氏 名	免許証番号 (登録番号) 備 考

備考

- 1 氏名 (法人にあつては、代表者の氏名) を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 従業者欄については、見習者及び家族従業員についても記入し、美容師については、美容師法施行規則 (平成10年厚生省令第7号) 第19条第1項第6号に規定する疾病があるときは、その病名を備考欄に記入してください。

添付書類

- 1 美容師に係る美容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書
- 2 美容師法第12条の3第1項に規定する美容所を開設する場合は、当該美容所の管理美容師が同条第2項の規定に該当することを証する書類
- 3 外国人が届出をする場合は、住民票の写し (住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

(裏)

美容所の構造及び設備の概要							
建 築 様 式	造 階建て		居 室 と 画 の 区 画				
床 面 積	m ²		待 合 所 の 面 積				
床 の 構 造	コンクリート 板張り ピータイル リノタイル その他()						
洗 場 の 面 積	m ²	洗 場 の 材 質			洗 髪 器 の 材 質		
天 井 の 構 造			天 井 の 高 さ	m	腰 壁 の 高 さ	m	
冷 房				暖 房			
換 気 装 置 の 種 類			照 明	種 類 ()	ワット 個	種 類 ()	ワット 個
				種 類 ()	ワット 個	種 類 ()	ワット 個
種 別	数 量	種 別	数 量	種 別	数 量	種 別	数 量
美 容 椅 子		消 毒 器		消 毒 済 容 器 等			
そ の 他 特 定 の 用 途 に 用 い る 椅 子		煮 沸 消 毒 器		未 消 毒 済 容 器 等			
		蒸 気 消 毒 器		汚 物 箱			
		紫 外 線 消 毒 器		毛 髪 箱			
()							
()							
使 用 水 の 種 別	水 道 水 井 戸 水		汚 水 処 理 状 況				
美容所の平面図及び設備の配置状況							

注 美容所の平面図及び設備の配置状況の欄については、設備の配置状況を記入した図面を本届出書に添付する場合は記入を省略することができます。

(日本工業規格A4)

別記第 2 号様式 (第 6 条関係)

美容所開設届出事項変更届出書

年 月 日

熊本県 保健所長様

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

下記のとおり美容所開設届出事項に変更が生じたので、美容師法 (昭和32年法律第163号) 第11条第2項の規定により届け出ます。

記

美 容 所	名 称	
	所 在 地	
変 更 事 項		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		

備考 美容所の構造及び設備の変更の場合は、変更事項欄に、変更が生じた事項と併せて変更後の美容所の平面図及び設備の配置状況についても記入してください。ただし、変更後の設備の配置状況を記入した図面を本届出書に添付する場合は、平面図及び設備の配置状況の記入を省略することができます。

添付書類

- 1 美容師を新しく採用したとき、又は従事する美容師の美容師法施行規則 (平成10年厚生省令第7号) 第19条第1項第6号に規定する疾病に関する変更のときは、これらの美容師に係る美容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書
- 2 管理美容師を新たに設置するとき、又は管理美容師の変更を行ったときは、新たに管理美容師となる者が美容師法第12条の3第2項の規定に該当することを証する書類

(日本工業規格A4)

別記第 3 号様式（第 6 条関係）

美容所廃止届出書

年 月 日

熊本県 保健所長様

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

下記のとおり美容所を廃止したので、美容師法（昭和32年法律第163号）第11条第2項の規定により届け出ます。

記

廃止した美容所	名 称	
	所 在 地	
	開設者氏名	
廃止年月日		
廃止の理由		

（日本工業規格A4）

別記第 4 号様式（第 6 条関係）

美容所開設者の地位の承継届出書

年 月 日

熊本県 保健所長様

届出者住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者氏名)
電話番号

下記のとおり美容所開設者の地位を承継したので、美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の2第2項の規定により届け出ます。

記

1 承継の原因となった事実

相続 ・ 法人の合併 ・ 法人の分割

2 被相続人の氏名及び住所(法人にあっては、合併により消滅した法人又は分割前の法人の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

3 相続開始の年月日(法人にあっては、合併又は分割の年月日)

4 美容所の名称及び所在地

5 現に受けている美容所開設検査確認証番号及びその年月日

6 生年月日及び被相続人との続柄(個人の場合に限る)

年 月 日生
続柄()

備考

- 1 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。
- 3 個人にあっては、次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 戸籍謄本
 - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により美容所開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 4 法人にあっては、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書を添付してください。

(日本工業規格A4)

別記第 5 号様式 (第 6 条関係)

美容師免許証(免許証明書)提出書

年 月 日

熊本県知事 様

氏 名
電話番号

美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号)第7条第3項の規定により、下記のとおり免許証(免許証明書)を提出します。

記

免 許 証 (免許証明書)	県免許第 号 年 月 日 (第 号 年 月 日)
美 容 師	本 籍 地 (都道府県名)
	住 所
	氏 名 年 月 日生
提 出 の 理 由	

備考 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

(日本工業規格A4)

別記第 6 号様式 (第 6 条関係)

美容所以外の場所における業務承認申請書

年 月 日

熊本県 保健所長 様

住 所 (法人にあつては、主たる事務所所在地)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名) 印
電話番号

下記のとおり美容所以外の場所において業を行いたいので、熊本県美容師法施行条例 (平成 12 年熊本県条例第 18 号) 第 4 条第 2 項の規定により申請します。

記

- 1 業を行おうとする期間
年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)
- 2 業を行おうとする場所
- 3 業を行おうとする美容師

氏 名	住 所	免許証番号(登録番号)

- 4 理由

備考 申請者欄の氏名 (法人にあつては、代表者の氏名) を自署する場合は、押印は不要です。

(日本工業規格A4)

別記第 7 号様式 (第 6 条関係)

美容所開設検査確認証	
	第 号
美容所の名称	
所在地	
開設者氏名	
開設者住所	
<p>上記の美容所については、美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の規定による検査の結果、その構造設備が同法第13条に規定する措置を講ずるに適することを確認したことを証します。</p>	
年 月 日	
熊本県	保健所長 印

(日本工業規格A4)

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の美容師法施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の美容師法施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 2 1 号

熊本県養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則
熊本県養鶏振興法施行細則（昭和 3 6 年熊本県規則第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「細則」を「規則」に、「「規則」」を「「省令」」に改める。
第 2 条中「規則」を「省令」に、「細則」を「規則」に、「所管地域振興局長又は熊本農政事務所長を經由」を「所管広域本部地域振興局又は県央広域本部熊本農政事務所に提

出」に改める。
第 3 条を次のように改める。

(認定申請書の提出期限)

第 3 条 法第 5 条第 1 項の規定による標準鶏の認定を受けようとする者は、毎年 10 月末日までに省令第 6 条に規定する標準鶏認定申請書を提出しなければならない。

第 4 条の見出しを「(検査期日等)」に改め、同条第 1 項本文を次のように改める。

知事は、前条の申請書の提出があったときは、毎年 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間に必要な検査を行う。

第 4 条第 1 項ただし書中「行なう」を「行う」に改め、同条第 2 項中「認定を行なう」を「検査を行う」に改める。

第 5 条を次のように改める。

(申請書等の様式)

第 5 条 次の各号に掲げる申請書等の様式は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 法第 7 条第 2 項の規定によるるふ化場確認の申請書 別記第 1 号様式

(2) 法第 7 条第 2 項の規定によるるふ化場確認証 別記第 2 号様式

(3) 法第 7 条第 4 項に規定するるふ化業者登録簿 別記第 3 号様式

(4) 法第 8 条第 1 項の規定によるるふ化場確認の申請書 別記第 4 号様式

(5) 法第 8 条第 1 項の規定によるるふ化場確認証 別記第 5 号様式

(6) 法第 9 条第 2 項の規定によるるふ化業者廃業等届 別記第 6 号様式

(7) 法第 16 条第 2 項に規定する身分証明書 別記第 7 号様式

別記第 1 号様式から別記第 4 号様式までを次のように改める。

別記第1号様式(第5条関係)

(法第7条第2項の規定による確認を申請する場合)

ふ化場確認申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所
氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟

下記のふ化場について、養鶏振興法第7条第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、住所並びにその代表者の氏名及び当該業務を執行する役員の氏名)

2 ふ化場の名称及びその所在地

3 ふ化場の施設

(1) ふ卵舎の規模及び構造

(2) ふ卵器

型 式 名	種 卵 収 容 能 力	台 数	備 考

(3) 消毒用施設

4 ふ化に常時従事する者

氏 名	生 年 月 日	経 験 の 期 間	備 考

5 ふ化場の施設の配置状況

- (注) 1 氏名又は代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。
 2 ふ化場が2箇所以上ある場合は、2から5までを別紙としてふ化場ごとに記載してください。
 3 4の表の経験の期間の欄には、種卵のふ化に従事した期間を記載してください。

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記第2号様式(第5条関係)

ふ 化 場 確 認 証	
氏名及び住所(法人にあつてはその名称、住所並びにその代表者の氏名及び当該業務を執行する役員の氏名)	
ふ化場の名称及び所在地	
上記のふ化場につき、養鵜振興法第7条第2項の規定による確認をしたことを証する。	
年 月 日	
熊本県知事	印

別記第3号様式(第5条関係)

ふ 化 業 者 登 録 簿	
登 録 番 号	
登 録 年 月 日	
登 録 の 有 効 期 限	
氏名及び住所(法人にあつては、その名称、住所並びにその代表者の氏名及び当該業務を執行する役員の氏名)	
ふ 化 場 の 名 称 及 び 所 在 地	
備 考	

別記第4号様式(第5条関係)

(法第8条第1項の規定による確認を申請する場合)

ふ化場確認申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所
氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟
登録都道府県名、登録番号
及び登録年月日

下記のふ化場について、養鶏振興法第8条第1項の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、住所並びにその代表者の氏名及び当該業務を執行する役員の氏名)

2 ふ化場の名称及びその所在地

3 ふ化場の施設

(1) ふ卵舎の規模及び構造

(2) ふ卵器

型 式 名	種 卵 収 容 能 力	台 数	備 考

(3) 消毒用施設

4 ふ化に常時従事する者

氏 名	生 年 月 日	経 験 の 期 間	備 考

5 ふ化場の施設の配置状況

- (注) 1 氏名又は代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。
 2 ふ化場が2箇所以上ある場合は、2から5までを別紙としてふ化場ごとに記載してください。
 3 4の表の経験の期間の欄には、種卵のふ化に従事した期間を記載してください。

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記第 5 号様式中「別記第 5 号様式（法第 8 条第 1 項の規定による確認をした場合）」を「別記第 5 号様式（第 5 条関係）」に改める。
 別記第 6 号様式及び別記第 7 号様式を削る。
 別記第 8 号様式中「別記第 8 号様式」を「別記第 6 号様式（第 5 条関係）」に、「廃業、」を「事業の廃止、」に改め、同様式を別記第 6 号様式とする。
 別記第 9 号様式を次のように改め、同様式を別記第 7 号様式とする。

別記第 7 号様式(第 5 条関係)

(表)

6 センチメートル

8
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

第 号
職 氏 名
養鶏振興法第 16 条第 2 項の規定により立入検査をする職員の身分証明書
年 月 日交付
熊本県知事 印

(裏)

養 鶏 振 興 法 抜 す い

第 16 条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、登録ふ化業者から、その者の業務の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所若しくはふ化場に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 21 条 第 16 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3 万円以下の過料に処する。

附 則

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県養鶏振興法施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県養鶏振興法施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 2 2 号

熊本県道路占用規則の一部を改正する規則
熊本県道路占用規則（昭和 4 0 年熊本県規則第 5 0 号）の一部を次のように改正する。
第 1 6 条中「所管地域振興局長」を「所管広域本部の長」に改める。
別表第 2 項第 1 号中「第 7 条第 9 号」を「第 7 条第 1 1 号」に改める。

附 則
この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 2 3 号

熊本県都市公園規則の一部を改正する規則
熊本県都市公園規則（平成 4 年熊本県規則第 3 6 号）の一部を次のように改正する。
第 9 条中「掲げるとおり」を「定める場所」に改め、同条の表中「掲示場所」を「場所」に改め、同条本妙寺山緑地公園の項の次に次のように加える。

万日山緑地公園	駐車場
第 1 1 条中「とおり」を「場所」に改め、同条の表を次のように改める。	
区 分	場 所
熊本県民総合運動公園	教育庁教育指導局体育保健課の執務室
本妙寺山緑地公園	県央広域本部熊本土木事務所工務管理課の執務室
万日山緑地公園	企画振興部地域・文化振興局地域振興課の執務室
熊本県営八代運動公園	教育庁教育指導局体育保健課の執務室
熊本県テクノ中央緑地	県央広域本部上益城地域振興局土木部維持管理課の執務室
水俣広域公園	県南広域本部芦北地域振興局土木部維持管理課の執務室

附 則
この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。